

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

農地維持活動 活動指針

☆活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

活動組織のみなさんは、この指針に基づき農地維持活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。

凡 例

- 「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
- 「●」：点検結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
- 「◆」：◆の中から必ず1つ以上選択して実施する取り組み
- 「A、B・・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
- 「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

令和2年6月
滋賀県

別紙 1

☆農地維持活動の活動要件の考え方

(1) 「点検・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します

「研修」は、活動期間中に各 1 回以上実施します。

(2) 「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。
ただし、点検結果に基づいて必要性を判断する取り組みもあります。

目次

活動項目		ページ
1. 地域資源の 基礎的な 保全活動	ア. 点検・計画策定・研修	
	①点検	3
	②年度活動計画の策定	3
	③事務・組織運営、機械の安全使用等の研修	3
	イ. 実践活動	
	農用地	4
	水路（開水路・パイプライン）	5～6
	農道	7
	ため池	8
2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動		9

1. 地域資源の基礎的な保全活動

ア. 点検・計画策定・研修

活動項目	取 組		取 組 内 容	活 動 要 件
① 点検	農用地	■遊休農地などの発生状況の把握	・活動計画に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	水路 (開水路、パイプライン)	■施設の点検	A. 活動計画に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 B. 活動計画に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 C. かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。	
	農道	■施設の点検	・活動計画に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。	
	ため池	■施設の点検	・活動計画に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。	
② 年度活動計画の策定	■年度活動計画の策定		・点検・機能診断の結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	■点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
③ 事務・組織運営、機械の安全使用等の研修	■活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修		・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。 ・共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修会・講習会等を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	■事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上受講する。2つをあわせて実施する研修等を受講した場合は、各1回以上受講したものとみなす。

イ. 実践活動 (1/5)

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農用地	① 遊休農地発生防止のための保全管理	■遊休農地発生防止のための保全管理	・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。
	② 畦畔・農用地法面・防風林などの草刈り	■畦畔・農用地法面等の草刈り	・ほ場内の作業性の確保、病虫害発生低減などのために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
		■防風林の枝払い・下草の草刈り	・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈りまたは除草等の作業により、適正な管理を行うこと。 この際には、枝払いや草刈りまたは除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③ 施設の適正管理	●鳥獣害防護柵の適正管理	・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	●活動計画に位置付けた鳥獣害防護柵や防風ネットの適正な管理のために必要な取組を実施する。
		●防風ネットの適正管理	・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	
	④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象などが収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ. 実践活動 (2/5)

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路 (開水路・パイプライン)	① 水路の 草刈り	■水路の草刈り	・通水機能の維持、病虫害発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた水路について、草刈り、泥上げ等を毎年度実施する。
		■ポンプ場、調整施設等の草刈り	・活動計画に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産などへの障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと、または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	② 水路の 泥上げ	■水路の泥上げ	・活動計画に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
		■ポンプ吸水槽等の泥上げ	・活動計画に位置付けたポンプ吸水槽などの泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③ 施設の 適正管理	●かんがい期前の注油	・活動計画に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた水路施設の適正な管理のために必要な取組を実施する。
		●ゲート類等の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保安全管理を行うこと。	
		●遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	

イ. 実践活動 (3 / 5)

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
水路 (開水路・パイプライン)	④ 異常気象 時の対応	■異常気象後の見回り	- 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。 - 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた水路について、洪水台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	- 異常気象等後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 - 異常気象等後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ. 実践活動 (4 / 5)

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
農道	① 路肩・法面の草刈り	■路肩・法面の草刈り	・活動計画に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草または枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた農道について、路肩・法面の草刈り等を毎年度実施する。
	② 側溝の泥上げ	●側溝の泥上げ	・活動計画に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた農道施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ 施設の適正管理	●路面の維持	・活動計画に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。	
	④ 異常気象時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農道について、洪水台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

イ. 実践活動 (5/5)

活動項目		取 組	取 組 内 容	活 動 要 件
ため池	① ため池の 草刈り	■ため池の草刈り	・活動計画に位置付けたため池やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けたため池について、草刈り等を毎年度実施する。
	② ため池の 泥上げ	●ため池の泥上げ	・活動計画に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けたため池施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ 付帯施設の 適正管理	●かんがい期前の施設の清掃・防塵	・活動計画に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。	
		●管理道路の管理	・活動計画に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。	
		●遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	
		●ゲート類の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、または、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。	
	④ 異常気象 時の対応	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、融雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けたため池について、洪水台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で見回りおよび応急処置を実施する。
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	

2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取 組	活 動 要 件
地域資源の適切な保全管理 のための推進活動	◆農業者※（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	◆該当する取組を選択し、毎年度実施する。
	◆農業者※に対する意向調査、農業者※による現地調査	
	◆不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	◆地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	◆地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	◆有識者等による研修会、有識者を交えた検討会	

農業者※：協定に位置づけられている農用地において、農業生産活動等（本交付金の場合は、耕作または養畜）を実施する農業者または団体のこと